参考資料

学校施設整備関連データ・参考資料

目次

１．基本情報

（１）18歳人口推移

（２）公立小中学校数と児童生徒数の推移

（３）公立小学校の学校数と児童数の推移

（４）公立中学校の学校数と生徒数の推移

（５）特別支援学級の児童生徒数・学級数

（６）通級による指導を受けている児童生徒数の推移

（７）公立学校施設整備等に関する予算

２．学校施設整備指針等

（１）学校施設整備指針の概要

（２）学校施設整備指針改訂の変遷

（３）最近の学校施設整備に関する報告等

３．学校施設の現状・課題

（１）公立学校施設の耐震化の状況

（２）学校施設の長寿命化計画

（３）避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況

（４）教室の規模

（５）多目的スペースの整備

（６）学校用家具（教室用机）の整備

（７）公立学校施設におけるトイレ環境の改善

（８）公立学校施設のバリアフリー化

（９）学校施設における木材利用

（１０）学校施設の複合化等

（１１）公立学校施設整備費負担事業における
設計者選定方式等の状況

１．基本情報

18歳人口の推移

我が国の18歳人口は、2020年度時点で120万人程度（ピークは1990年頃の200万人超）となっており、今後、2030年には約100万人、さらに2040年には、2020年のおよそ3／4に当たる約90万人まで減少するという推計となっている。

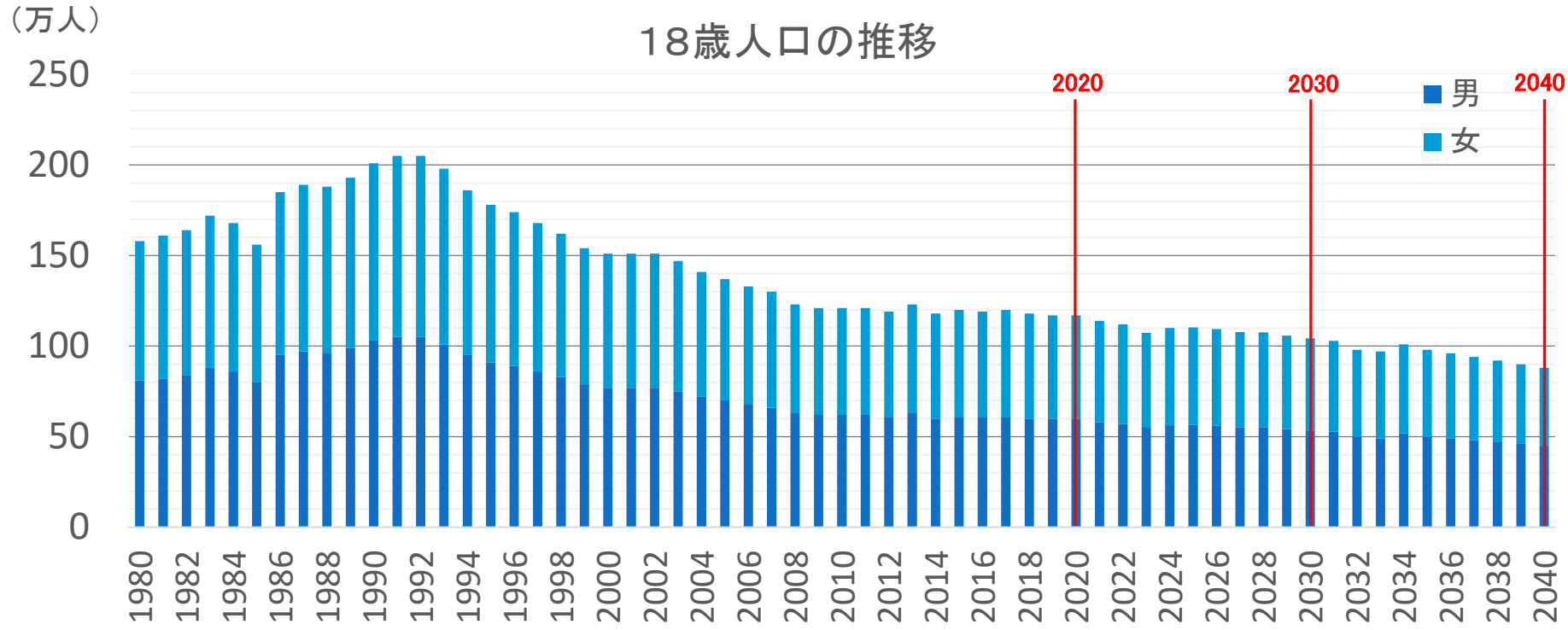

※18歳人口（小学校・中学校・義務教育学校及び中等教育学校前期課程、特別支援学校の各学年の人数を18歳となる年度に記載）
※通年度高卒者（高等学校又は中等教育学校卒業後1年以上経過した後に入学した者）等を含む。
※2031年度以前は文部科学省「学校基本統計」、2032年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」を基に作成

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R6）

○ 令和6年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して21.7%(7,647校)減少、10年前（平成26年）と比較して**9.0%（2,728校）**減少。

○ 令和6年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して41.6%(6,190,031人)減少、10年前（平成26年）と比較して**10.5%（1,016,054人）**減少。

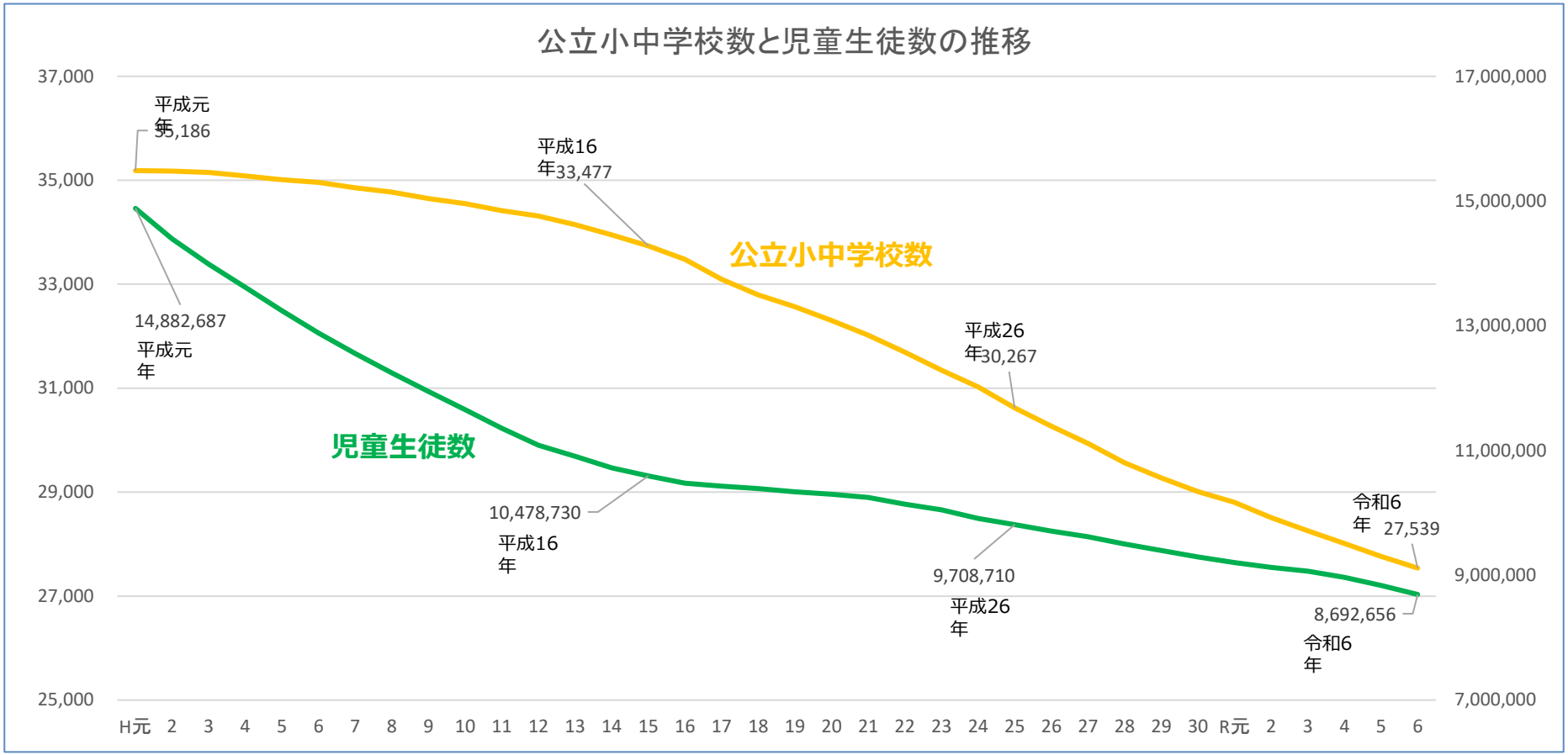

出典：文部科学省　令和6年度　学校基本調査（確定値）

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移

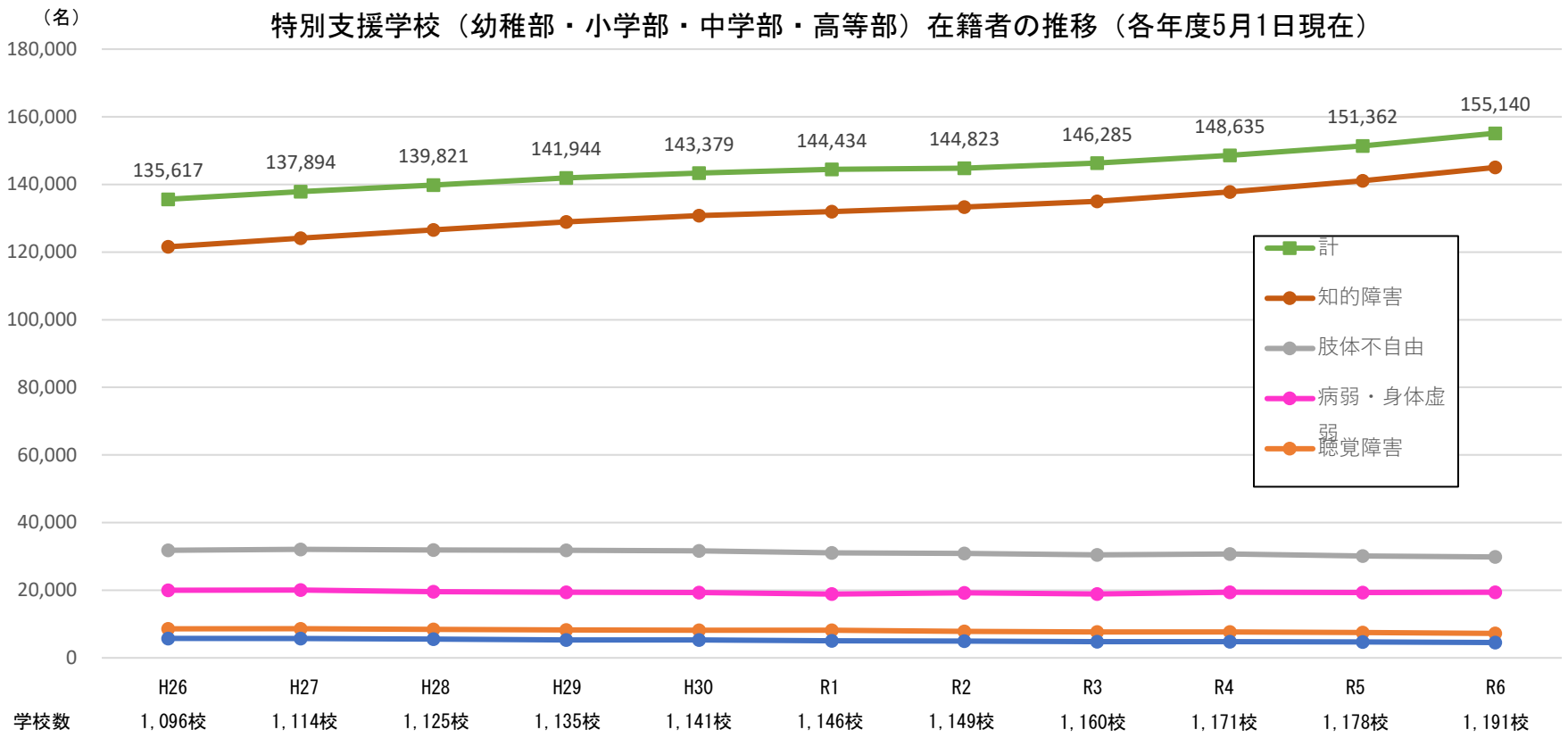

【令和6年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	83	120	836	343	152	1,534
在籍者数	4,537	7,227	145,028	29,839	19,439	206,070
学級数	2,025	2,700	33,888	11,902	7,742	58,257

（出典）学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

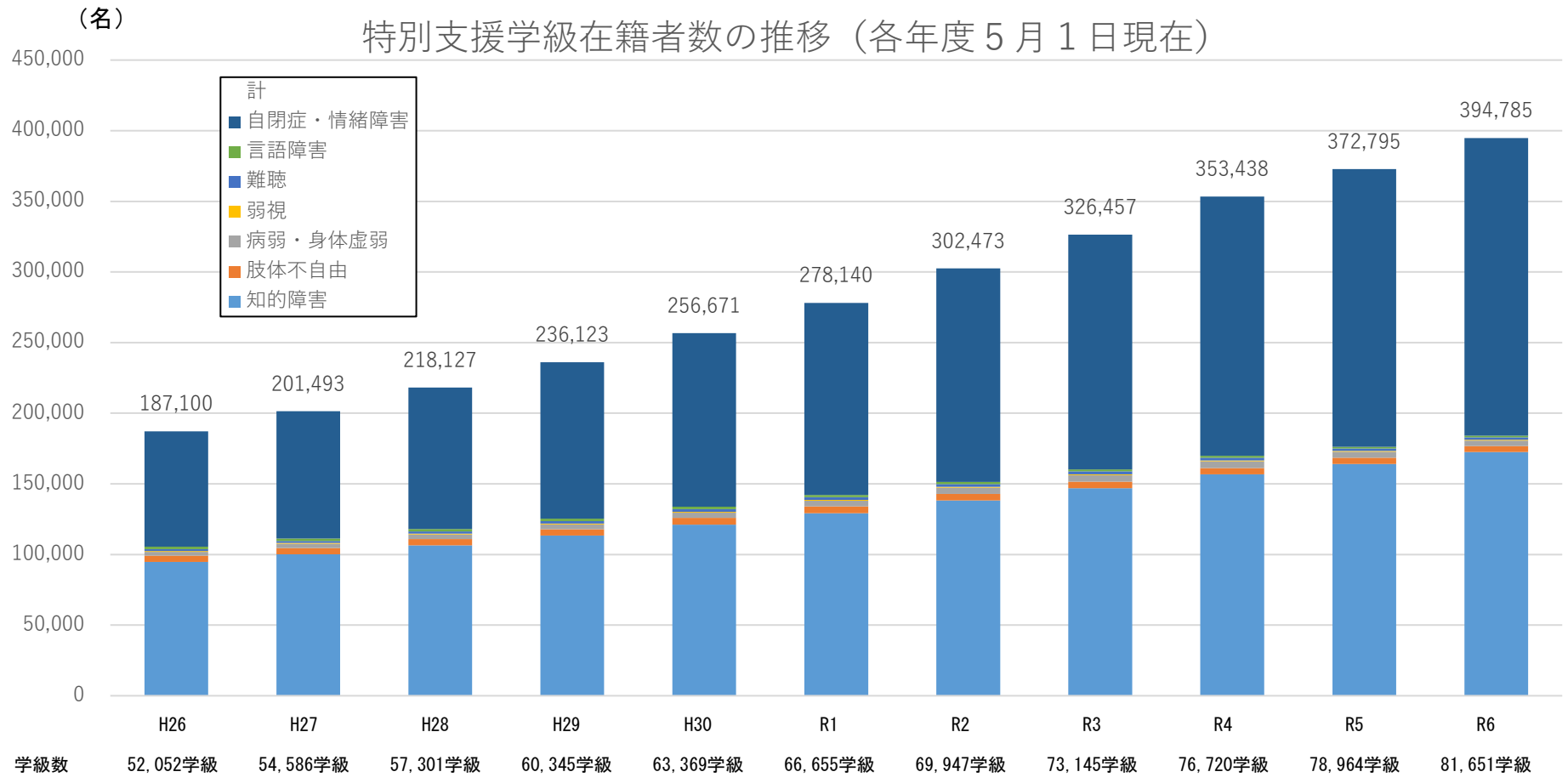

【令和6年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学 級 数	34,297	3,024	2,800	501	1,310	603	39,116	81,651
在籍者数	172,519	4,189	3,978	553	1,777	1,062	210,707	394,785

（出典）学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）

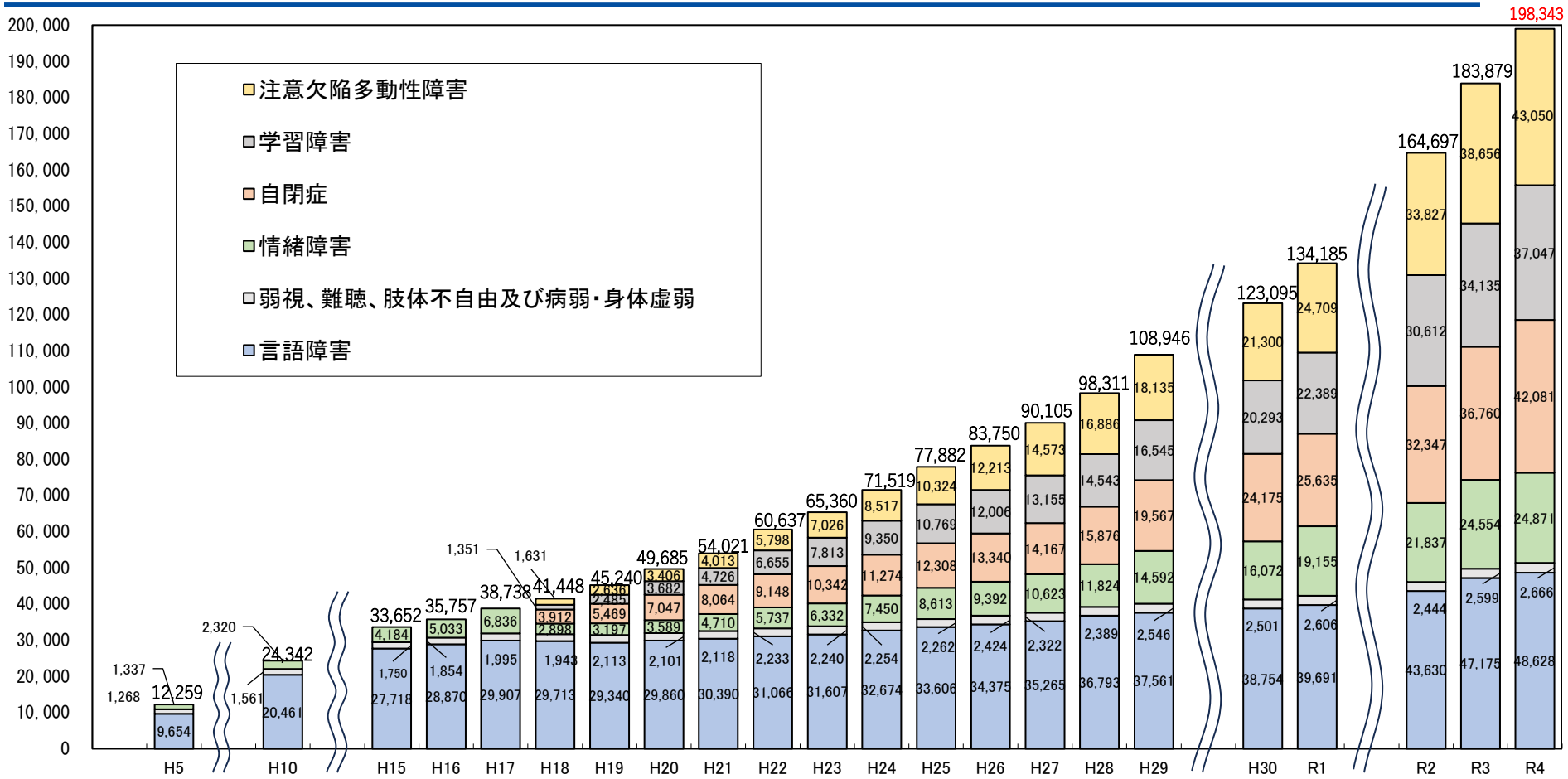

（出典）通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

※令和２年度～令和４年度の数値は、３月３１日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度５月１日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和４年度については、令和６年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

国立大学法人等施設整備費予算額の推移（平成16年度～令和7年度予算（案））

（単位：億円）

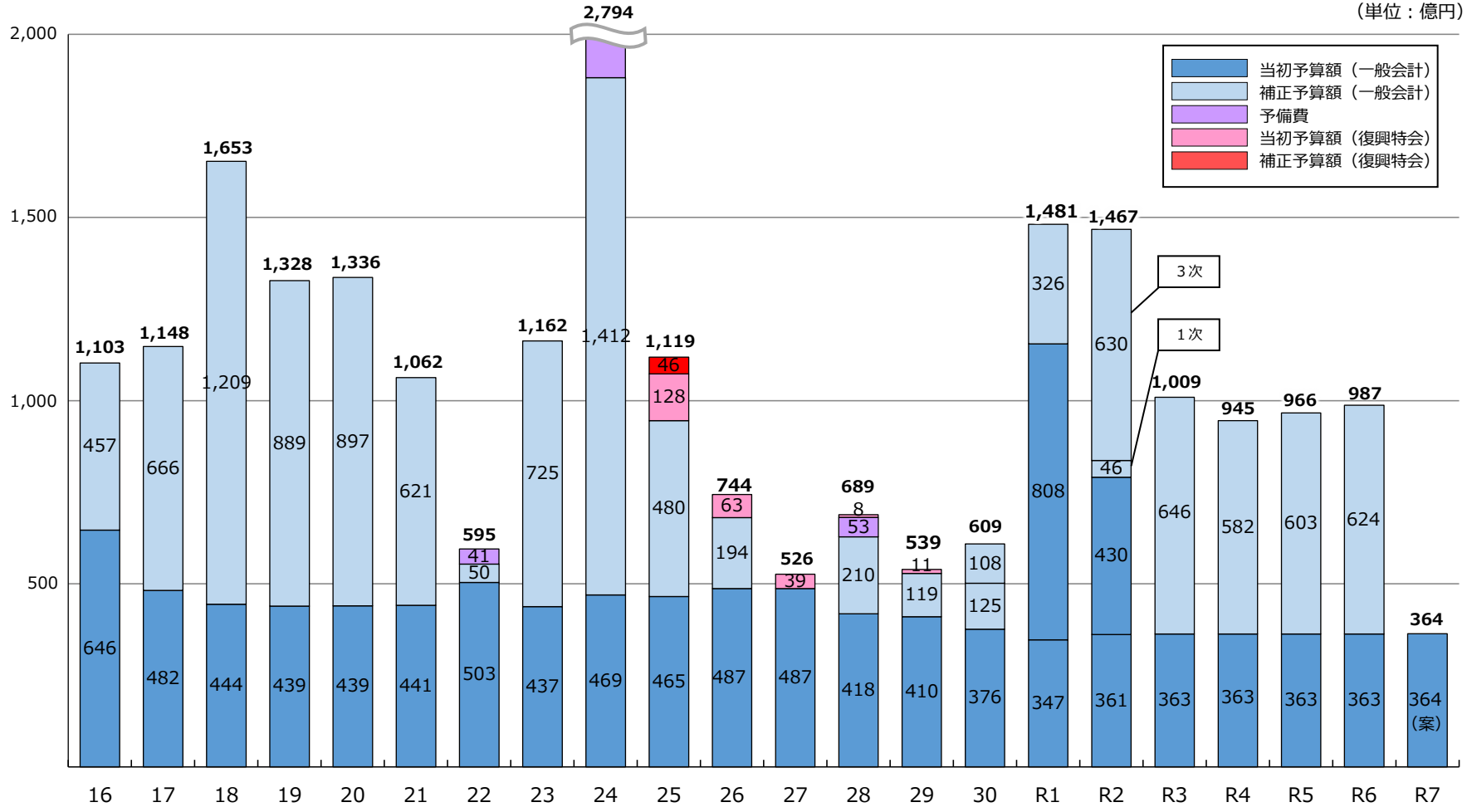

科学技術・イノベーション基本計画（旧 科学技術基本計画）

第２期　第３期　第４期　第５期　第６期

国立大学法人等施設整備５か年計画

第１次　第２次　第３次　第４次　第５次

◇四捨五入により合計は一致しない場合がある。
◇平成30年度補正予算のうち108億円、令和元年度予算のうち808億円、令和２年度予算のうち430億円は防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）

公立学校施設整備費予算額の推移（平成１０年度～令和７年度当初予算案）

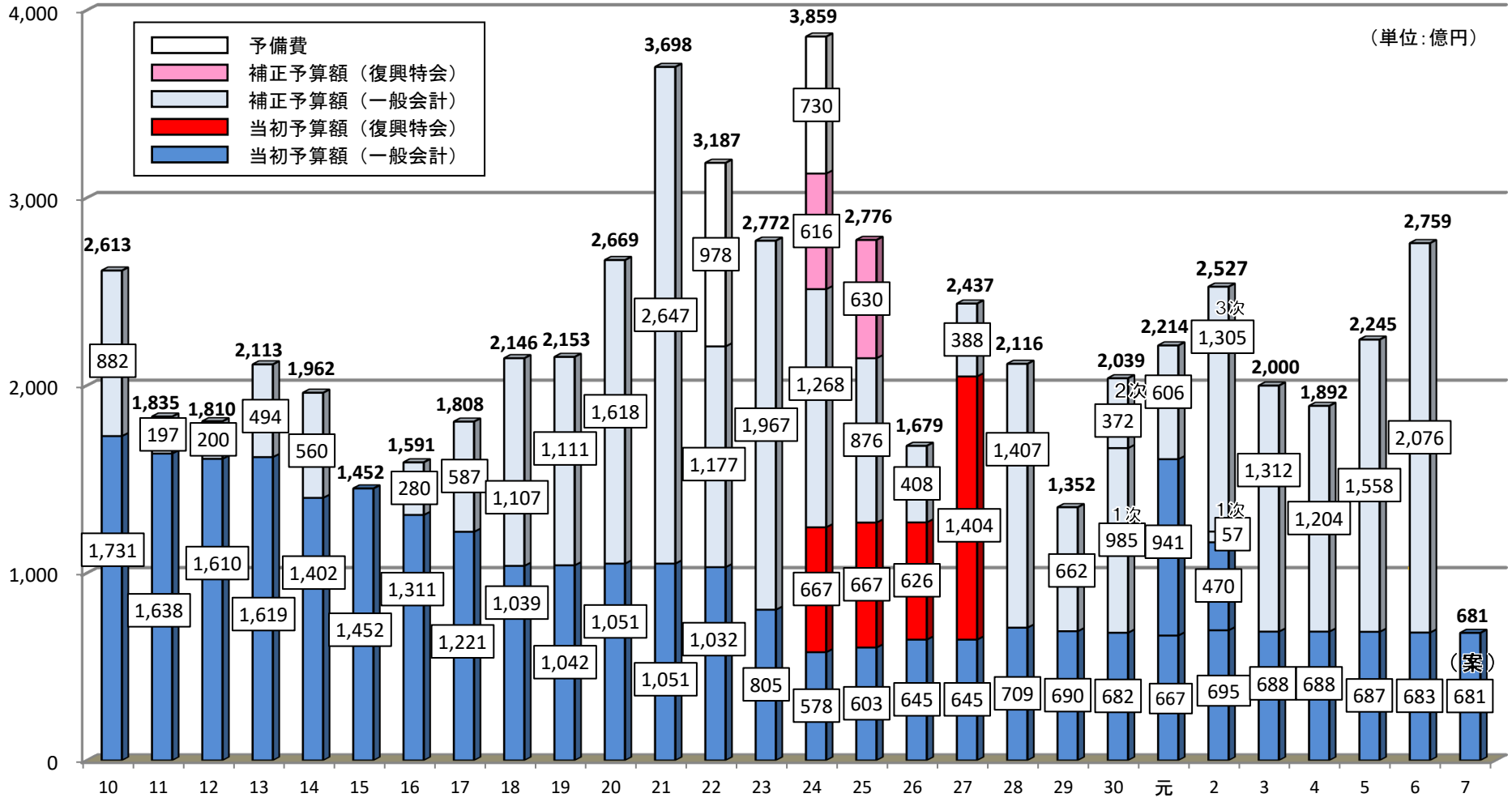

（注）平成13年度、20年度、21年度、23年度の補正予算額は1次補正、2次補正、3次補正の合算（21年度については執行停止額を含む）。
平成24年度予備費は経済危機対応・地域活性化予備費（149億円）と東日本大震災復興特別会計予備費（581億円）の合算。
平成30年度～令和6年度予算額は防災・減災、国土強靱化関係予算を含む。
令和4年度予算額までは認定こども園分の予算を含む。
令和6年度補正予算額は空調設備整備臨時特例交付金（779億円）を含む。
端数四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
沖縄分については内閣府において計上。

第４期教育振興基本計画【概要】（令和５年度～９年度）

令和5年6月16日　閣議決定

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

► 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

・新型コロナウイルス感染症の拡大　・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化　・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）　・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題　・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）　・共生社会・社会的包摂　・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）　・18歳成年・こども基本法　等

第3期計画期間中の成果

・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化　等

第3期計画期間中の課題

・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞　・不登校・いじめ重大事態等の増加
・学校の長時間勤務や教師不足　・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷　・博士課程進学率の低さ　等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・**将来の予測が困難な時代**において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
・**社会課題の解決**を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上等**による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

・**多様な個人**それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会**が**幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

・**主体的に社会の形成に参画**、持続的社会の発展に寄与
・**「主体的・対話的で深い学び」**の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**
・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**
・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充
・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る３段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第３段階を見据えた、**第１段階から第２段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、**ICT環境**の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「**人への投資**」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。
公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大　等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策　等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後５年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
１．確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上　○高等学校教育改革　○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進　○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進　○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
２．豊かな心の育成	○道徳教育の推進　○発達支持的生徒指導の推進　○いじめ等への対応、人権教育○児童生徒の自殺対策の推進　○体験・交流活動の充実　○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進　○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
３．健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実　○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・１週間の総運動時間が６０分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
４．グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進　○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化　○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
５．イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実　○大学院教育改革　○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進　○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
６．主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明　○主権者教育の推進　○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進　○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進　○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
７．多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進　○不登校児童生徒への支援の推進　○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策　○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援　○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実　○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進　○日本語教育の充実　○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
８．生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実　○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供　○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進　○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用　○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この１年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この１年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
９．学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進　○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
１０．地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化　○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
１１．教育DXの推進・デジタル人材の育成	○１人１台端末の活用　○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上　○校務DXの推進 ○教育データの標準化　○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育）　○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力　・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
１２．指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革　○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮　・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒１人１台端末の整備状況　・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況　・大学間連携に取り組む大学数
１３．経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援　○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
１４．NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携　○企業との連携　○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携　○福祉機関との連携　○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
１５．安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備　○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備　○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
１６．各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第３次学校安全の推進に関する計画（概要）

文部科学省

●学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
●「第３次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和４年２月７日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和４年３月２５日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの５年間）

Ⅰ　総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

○ 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
○ 学校安全の取組内容や意識の差
○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性

など

施策の基本的な方向性

○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

Ⅱ　推進方策

５つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

１．学校安全に関する組織的取組の推進	**２．家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進**	**３．学校における安全に関する教育の充実**	**４．学校における安全管理の取組の充実**

５．学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

令和５年度　地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究
～地域学校協働活動推進員等の配置や活動に係る効果検証～

本体はこちら ➡

調査結果及び得られた示唆

- 学校・推進員等調査の分析結果から、効果発現の要因として想定した要素は、様々な一次的アウトカム（学校への効果、地域学校協働活動・本部への効果）を介し、子供への効果や地域・参画する地域住民等への効果へとつながっていく階層構造が見られた。
- これを踏まえ、推進員等の配置の効果を高めるために「主に教育委員会として取り組めること」「主に学校として取り組めること」を抽出した。

1. 主に教育委員会として取り組めること

① 推進員等の効果的な配置	• 推進員等のⅰ.**活動頻度を高めること**、ⅱ.**複数人を配置することの有効性**が示唆された。 • ヒアリング調査から、**複数人の連携で活動頻度を担保する**といった工夫や、**専門性の異なる者を配置する**といった工夫でも効果を高めることができると考えられる。
② 推進員等の活動の環境整備・伴走支援	• ⅰ.**地域学校協働活動の目標や計画を策定すること**、ⅱ.**活動場所に関する支援を行うこと**、ⅲ.**研修機会を提供することの有効性**が示唆された。 • 特に**目標や計画の策定**についてはアンケート調査から**顕著な傾向**が読み取れる。また**研修機会の提供**については、配置前だけではなく**配置後にも継続的に学びの機会があることの重要性**や、**複数配置を行いOJTを促す方策の有効性**も示唆された。

2. 主に学校として取り組めること

① 学校運営協議会との一体的取組	• ⅰ.**学校運営協議会において地域学校協働活動について協議を行うことの重要性**や、ⅱ.**推進員等自身が学校運営協議会の委員として参画することの有効性**が示唆された。学校として、**一体的取組を視野に入れた学校運営協議会委員の人選**を教育委員会へ提案したり、推進員等が委員にならない場合も、学校運営協議会の**協議の場に参加する機会を設けたりする**工夫が考えられる。 • ヒアリング調査から、協議に基づいた活動を行うことで活動自体が改善されるだけではなく、**学校運営協議会が教職員と推進員等との交流の場となり、これをきっかけに協働が活発になる**ような様子もうかがえる。
② 教職員への推進員等の意義や役割の周知	• **教職員へ推進員等の意義や役割を周知することの重要性**が示唆された。 • ヒアリング調査から、**教職員の理解が醸成されることで推進員等との密なコミュニケーションが促され、地域学校協働活動に関する目標が共有しやすくなり、学校側と地域住民側のベクトルが揃うことで効果的な活動に繋がっている**と推察される。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額（案）	681億円
（前年度予算額	683億円）
令和6年度補正予算額	2,076億円

文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

❶新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

❷防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

❸脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
  （高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

激甚化・頻発化する災害への対応

能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**

バリアフリートイレの整備

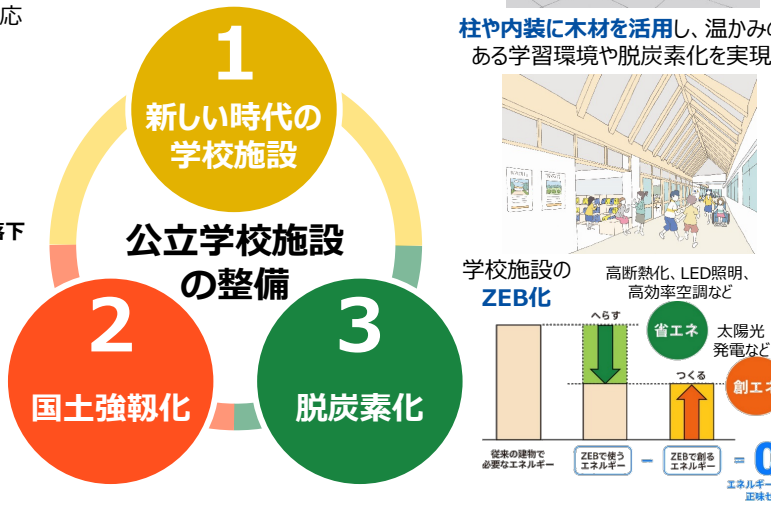

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

学校施設の**ZEB化**　高断熱化、LED照明、高効率空調など

具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和９年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比　＋10.0%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:325,700円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

公立学校施設の整備

令和6年度補正予算額　2,076億円
※空調設備整備臨時特例交付金を含む

文部科学省

目的

子供たちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たす学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を推進する。

事業内容

- 学校施設の老朽化対策、他の公共施設等との複合化・共用化、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化、空調設置、洋式化を含めたトイレ改修　等
- 学校施設の脱炭素化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）、木材利用の促進（木造、内装木質化）　等

長寿命化改修による教育環境向上と老朽化対策の一体的整備

地域コミュニティの拠点として、学校施設と他の公共施設等との複合化・共用化を推進

バリアフリートイレ等バリアフリー化により避難所としての防災機能を強化

災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備

洋式化、乾式化された安全で清潔なトイレ

校舎の柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習・生活環境や脱炭素化を実現

学校施設のZEB化

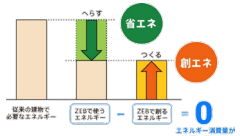

高断熱化　高効率照明　高効率空調

事業スキーム

公立学校の施設整備に要する経費の一部を事業等に応じた補助率により補助

《補助率：原則1/3、1/2》

国

補助

都道府県・市区町村（学校設置者）

発注

事業者

事業効果

- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等により、子供たちの安心・安全な教育環境を確保。

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

公立学校施設における体育館等への空調整備

令和６年度補正予算額　779 億円

文部科学省

現状・課題

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。

事業内容

学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、交付金を新設し、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

空調設備整備臨時特例交付金

＜対象学校種＞
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
＜対象施設＞
屋内運動場（学校体育館、武道場）
＜算定割合＞
１／２
＜算定対象の範囲＞
下限額４００万円、上限額７,０００万円
＜対象期間＞
令和６年度～令和１５年度
＜主な工事内容＞
屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事
＜補助要件＞
避難所に指定されている学校であること
断熱性が確保されること
＜地方財政措置＞
起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

事業スキーム

公立小中学校施設における空調（冷房）設備の設置状況

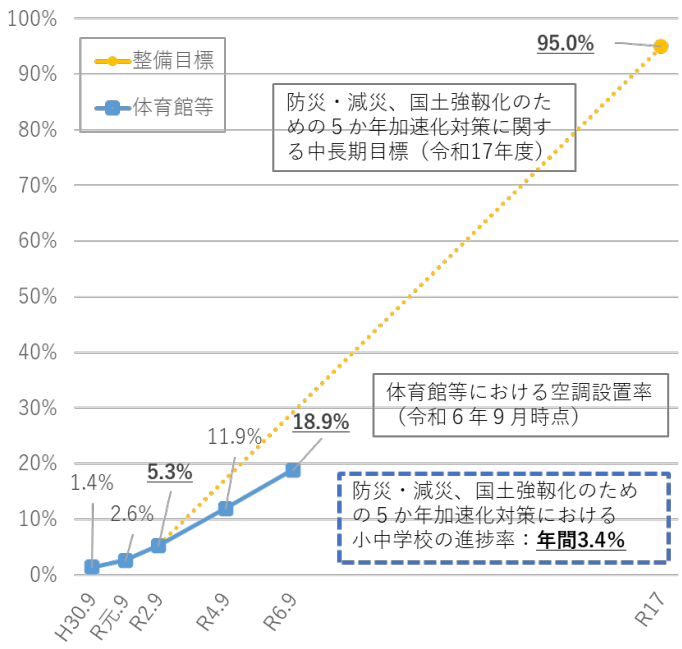

災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

公立学校施設の整備（補助単価の推移）

直近の公立学校施設補助単価の上昇について

直近約20年の小中学校校舎の補助単価の推移は以下の図の通りであり、物価変動及びコスト縮減等により最も単価が低かった平成19年は146,000円／㎡であったが、令和７年度補助単価（案）は325,700円／㎡であり、約２．２倍となっている。

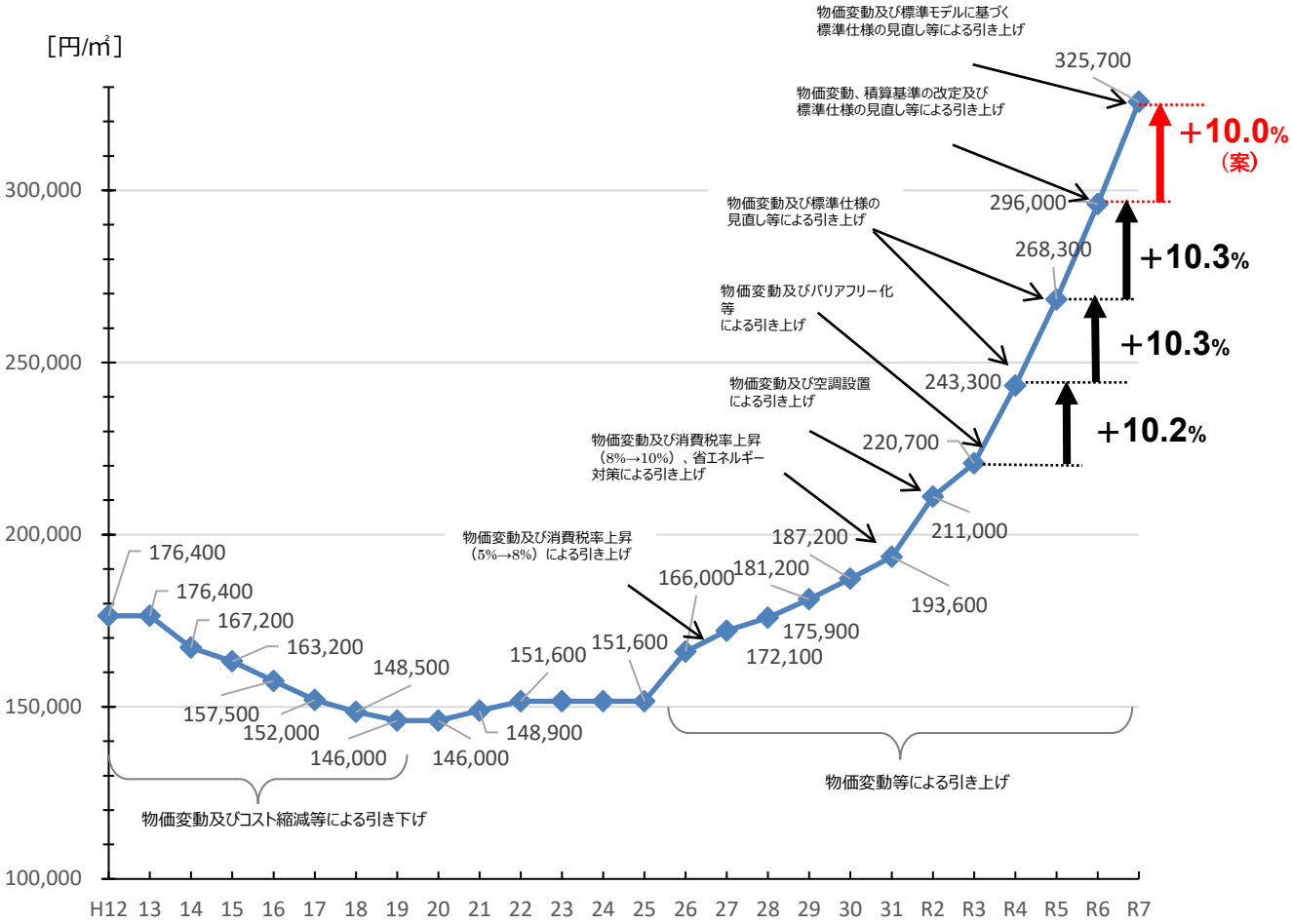

小中学校校舎の補助単価（円/㎡）

学校施設のZEB化の推進

- **2050年のカーボンニュートラル達成**のためには、建築物の**更なる省エネルギーや脱炭素化に向けた取組**が不可欠。このためには、**学校施設においても大幅な低炭素化**が必要。
- 地域や関係省庁と連携して、**モデルの構築を通じ、学校施設のZEB※1化の普及拡大を目指す**ことが必要。

※1　Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物のこと

これまでの文部科学省の取組

■ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

- 文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を**「エコスクール・プラス」**として認定している。（2024年３月現在：**1,974校を認定**）※2
- 認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。また、「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、**ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置（８%）の支援**を行っている。

学校施設のZEB化の先進事例

岐阜県瑞浪市
瑞浪市立瑞浪北中学校《 Neary ZEB 》

愛知県瀬戸市
瀬戸市立にじの丘学園《 ZEB Ready 》

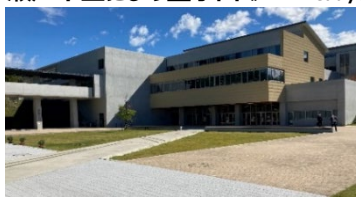

※2　平成28年度以前の「エコスクールパイロット・モデル事業」の認定校数も含む。

■ 「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」報告書の公表（2023年3月）

- 学校施設における子供たちや教職員にとっての快適で健康的な温熱環境の確保と脱炭素化を推進するため「**学校施設におけるZEB化実現手法**」や「**学校施設のZEB化の推進方策**」など示した報告書を公表、周知を図っている。
- 本報告書では、学校施設のZEB化を実現するための**具体的対策の代表事例**と、それを学校施設に導入する際の**留意事項**などについてとりまとめている。

<ZEB化推進の基本的な考え方>

- 快適で健康的な室内環境の確保
- 学校施設の環境教育への活用
- 建物のライフサイクル全体を通じたCO2排出量の削減
- 災害時の利用も見据えた防災機能強化

学校施設のZEB化のシミュレーション結果

４つの地域（北海道、山形、東京、沖縄）を対象に、モデル建物におけるZEB化を達成するための建築・設備仕様についてのシミュレーションを実施

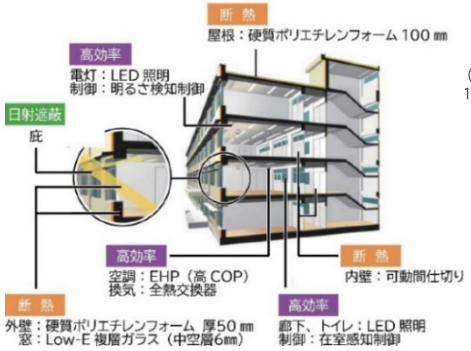

校舎（６地域）における技術導入イメージ

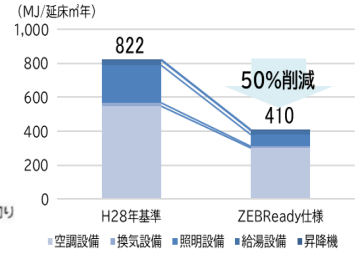

単位面積当たりの一次エネルギー消費量

学校施設のZEB化の手引き（概要）

学校施設のZEB化については参考となる先行事例が少なく、その手法についての情報が十分にあるとはいえません。このため、ZEB化を達成した学校施設の事例について、そのコストや工夫などの取組内容を紹介することで、ZEB化を検討する足掛かりにしていただくことを目的として令和６年３月、手引きを作成しました。

掲載事例

1．栃木県那須塩原市立箒根学園　**新築**　**Nearly ZEB**

▶３小１中を統合した義務教育学校をNearly ZEBで整備

2．千葉県袖ケ浦市立蔵波小学校　**新築**　**ZEB Ready**

▶校舎増築棟をZEB Readyで整備

3．国立大学法人東北大学 北青葉山厚生会館・図書館　**改修**　**Nearly ZEB**

▶長寿命化とNearly ZEBを低コストで同時に実現

4．山形県上山市立南小学校　**改修**　**Nearly ZEB**

▶校舎・体育館を改修し一体でNearly ZEBを達成

5．栃木県那須塩原市立槻沢小学校　**改修**　**『ZEB』**

▶長寿命化改修でZEBを実現

事例の構成

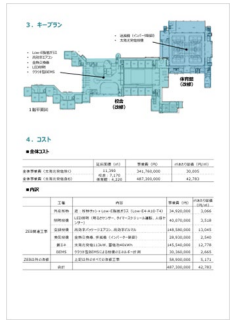

主な項目

1．施設データ
建物の基本情報、工事概要

2．建物仕様
当該建物の仕様のうちZEB化にかかるもの

3．キープラン
対象建物

4．コスト
ZEB関連工事に係る経費

5．導入設備
特に工夫されている設備

6．一次エネルギー消費量（MJ/延床㎡年）計算結果
省エネ法に基づく計算結果

7．ZEB評価
省エネ率、創エネ率によるZEBの評価

以降、事例に応じて
コスト・工期短縮の工夫
経緯・きっかけ、課題、メリット

▼本文はこちら

災害時学校支援体制構築事業
～被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の構築～

令和6年度補正予算額（案）　0.5億円

文部科学省

現状・課題

近年、災害が頻発化、激甚化するとともに南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模な地震も切迫化している。

今後の大規模災害への備えとして、能登半島地震の際にも地方公共団体間の支援として行われた学校支援チーム※の取組みとの連携・協力を図ることを含め、被災状況の情報収集体制を強化し、被災地外から教職員等を派遣する枠組み（「被災地学び支援派遣等枠組み」（通称D-EST（ディーエスト）：Disaster Education Support Team））を構築するための取組を一刻も早く進める必要がある。

事業のイメージ

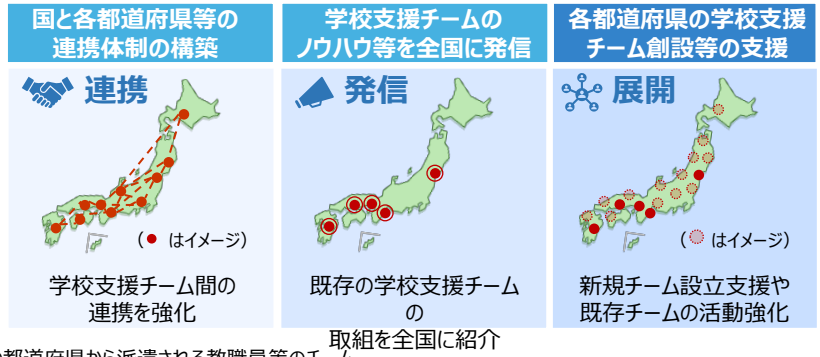

※学校支援チーム…被災都道府県等における早期の学び確保に向けた課題を解消することを目的として、被災地外の都道府県から派遣される教職員等のチーム。
現時点では宮城県、三重県、兵庫県、岡山県、熊本県が設置。

事業内容

国と各地方公共団体間でネットワークを構築し、交流や知見の提供等を行うプラットフォームの構築や、学校支援チーム設置に係るノウハウや取組概要、活動成果を整理して全国に紹介するとともに、地方公共団体に対し学校支援チームの新設・取組強化に係る経費を支援する。

① 国と各都道府県等の連携体制の構築	② 学校支援チームのノウハウ等を全国に発信	③ 各都道府県の学校支援チーム創設等の支援
連携 平時から連携を強化し、災害時の活動を円滑化するため、国及び地方公共団体間でネットワークを構築し、交流や知見の提供等を行うプラットフォームを構築する。	**発信** 学校支援チームのノウハウや取組概要、過去の災害における活動成果を整理し、災害時における学校支援体制の構築にあたって参考となるコンテンツとして発信・普及する。	**展開** 学校支援チームを新規に立ち上げやすくするとともに、既存の学校支援チームの活動をより強化するため、学校支援チーム新設・取組強化を行う地方公共団体を支援し、その成果を全国に発信・普及する。
効果 ・平時から連携を強化し、災害時の活動を円滑化	効果 ・学校支援チーム立ち上げ ・活動の更なる高度化	効果 ・学校支援チームが新規に立ち上げやすくなる ・既存の学校支援チームの活動をより強化

事業スキーム

国 →（①,②委託）→ 民間団体等

国 →（③委託）→ 都道府県・政令指定都市

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付）

２．学校施設整備指針等

学校施設整備指針の概要

○学校は、子供たちが生き生きと学習や生活を行うことができる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要。

○このため、小学校、中学校などの学校種別ごとに、学校施設整備の基本方針や計画・設計上の留意事項について示した「学校施設整備指針」を策定。この指針では、

①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

の３点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。また、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。

学校施設整備指針改訂の変遷

※小学校施設整備指針について記載

文部科学省

平成４年策定

「学校施設整備指針」の策定

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、計画・設計上の技術的な留意事項を提示

平成13年改訂

学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂

子供たちの主体的な活動の支援、地域コミュニティの拠点としての学校等について記載を充実

平成15年改訂

学校施設の防犯対策、耐震化等の課題に対応した改訂

学校施設の防犯対策、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等について記載

平成19年改訂

特別支援教育制度の導入に対応した改訂

特別支援教育を推進するための施設整備の基本的考え方を示すとともに、学校施設のバリアフリー化、児童生徒の障害の特性に応じた計画・設計上の留意事項について記載

平成21年改訂

学校施設の事故防止に対応した改訂

学校施設の事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物等）を対象とした留意事項について記載

平成22年改訂

学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂

外国語活動への対応や理数教育環境、情報環境等について記載を充実

平成26年改訂

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能強化、老朽化等の課題に対応した改訂

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能の強化、老朽化対策等について記載

平成28年改訂

義務教育学校の創設等の近年の社会変化に対応した改訂

義務教育学校の創設、学校施設と他の公共施設等との複合化、長寿命化対策等について記載

平成31年改訂

学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂

ICT活用、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働の促進等について記載を充実

令和４年改訂

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方等を踏まえた改訂

１人１台端末環境のもと、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実等に向け、また、特別支援教育を巡る状況等を踏まえ、新しい時代にふさわしい学校施設の在り方について記載を充実

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（概要）

文部科学省

１人１台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論

第１章　新しい時代の学びの姿

（１）社会情勢の変化

⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来
⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

（２）「令和の日本型学校教育」の姿

⇒中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方を検討
⇒教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を検討

学校のICT環境が整備され、１人１台端末環境のもと、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

（３）「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

・新学習指導要領の着実な実施
・学校における働き方改革の推進
・GIGAスクール構想、ICTの活用
・少人数による指導体制の整備
・9年間を見通した義務教育の在り方
・地域社会や関係機関等との連携・協働
・多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

第２章　学校施設の課題

（１）新しい時代の学びへの対応の必要性

●ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割
⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識
⇒ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、遊び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要

●学びのスタイルの変容への対応
⇒ICTの活用などにより、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に変容していく可能性が拡大
⇒空間・時間を超えて、様々な学習リソースに非同期にアクセスして学ぶことができるなど「非同期・分散」した学びのスタイルが広がり、これまでの「同期・集合」した学びのスタイルと往還する場面が展開されていく可能性も拡大

（２）～（４）学校施設等における現状と課題

・これまでの学校施設の計画、教室面積、多目的スペース、空調設備の整備状況 等
・防災・減災、国土強靱化、耐震対策・老朽化した施設の実態、維持管理 等
・国・地方の財政状況、適正規模・適正配置等の実態、複合化・集約化の状況 等

第３章　新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

Schools for the Future　「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「未来思考」の視点

① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという**固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す**。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。

② 教室環境について、**単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応**していく視点（柔軟性）をもつ。

③ 紙と黒板中心の学びから、１人１台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、**画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応**していく視点（可変性）をもつ。

④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、**関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有**する。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（５つの姿の方向性）

全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

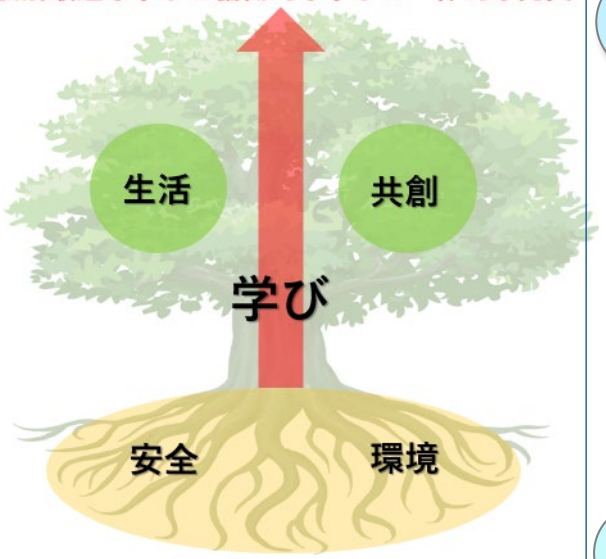

新しい時代の学び舎として目指していく姿

◆ ◆ ◆

「未来思考」をもった上で、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、**これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿**を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に**『学び』**を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として**『生活』『共創』**の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として**『安全』『環境』**の確保を実現する。

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

⇒１人１台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備

⇒個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備

⇒教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）

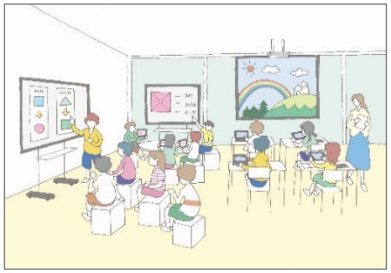

１人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

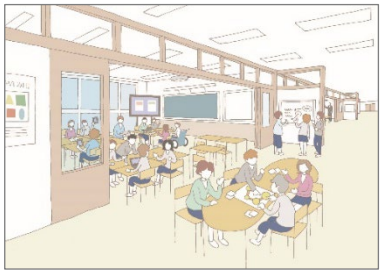

多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

生活

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）

⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出

⇒地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全

子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保

⇒避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進

⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく

学び

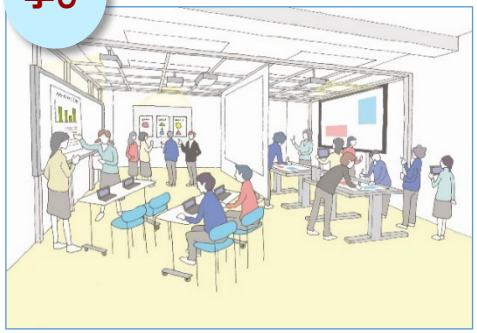

単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿

学び

学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせて読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」としていく姿

学び

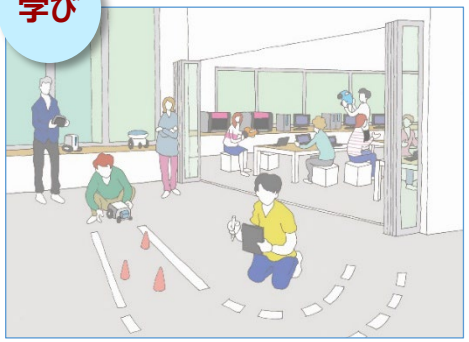

教室と連続する空間も活用し、高機能のコンピュータ室を専門的で高度な学びを誘発する「デザインラボ」としていく姿

学び

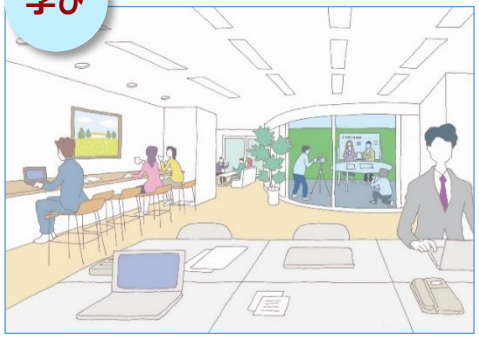

映像編集やオンライン会議のためスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

生活

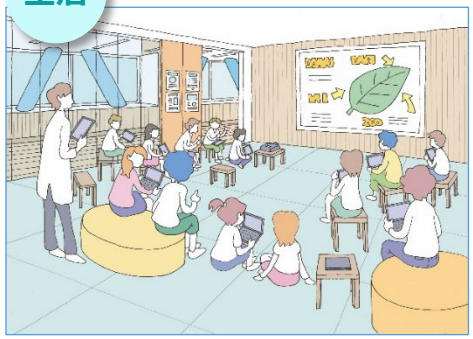

木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿

共創

地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿

安全

長く使い続けることができるように安全性を確保し、子供たちの学び・生活の場、地域のコミュニティの拠点としていく姿

環境

省エネルギー化や再生可能エネルギーを導入等を積極的に進め、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たしていく姿

第４章　学校設置者における推進方策

今後も増加する膨大な老朽化施設の現状等を踏まえ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等を積極的に推進していくことをはじめとした具体的な方策を提言

（１）長寿命化改修を通じた、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進

- 安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進

（２）首長部局と協働した、中長期的視点からの計画的・効率的な整備の推進

- 教育委員会と、まちづくり部局や財政部局、環境部局、防災部局等の首長部局との横断的な検討体制を構築
- 中長期的な将来推計を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進（将来変化に柔軟に対応できる施設、将来的な他用途への転用、複合化・共用化等）

（３）多様な整備手法等の活用と、施設整備と維持管理の着実な推進

- PPP/PFI手法を含め、民間活力を活用した施設整備・維持管理を積極的に推進
- 計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換

（４）学校関係者等の参画による豊かな学びの環境整備の推進

- 学校施設の計画・設計において、学校設置者と設計者だけでなく、新しい学びの担い手である学校の教職員など関係者が参画した施設づくりを促進、プロポーザル方式の導入推進等

第５章　国における推進方策

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を着実に進めるための具体的な方策を提言

（１）新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）の提示

- 2020年代を通じて目指す、新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性を目標水準として整理

（２）教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の事例収集・分析

- 長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備している好事例について、ボトルネックとなる課題の解決策とあわせて積極的に周知

（３）学校施設整備のための財政支援制度の見直し・充実

- 安定的・継続的な予算確保
- 国庫補助単価を含めた財政支援制度の更なる見直し・充実

（４）新しい時代の学びを実現する学校施設整備の技術的支援の充実

- 学校施設整備・活用のためのプラットフォームを構築（事例・ノウハウの発信、専門家派遣等）
- 先導的モデル研究等を通じた新たな学校施設モデルの提示

（５）学校施設整備指針の改訂

（６）普及啓発、適切なフォローアップと更なる調査研究等の実施

子供たちにとって「明日また行きたい学校」となるために、そこに集う人々にとっても「生き生きと輝く学校」となるために

ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイディア集について（令和６年９月公表）

- 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について　最終報告」（令和４年３月、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）や教育振興基本計画（令和５年６月閣議決定）において示された考え方を踏まえ、「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」（座長：伊藤俊介 東京電機大学教授）において、「共創」「生活」「学び」「環境」「安全」の５つの観点から、新しい時代の学びを実現する学校施設のアイディアとその実現プロセスについて事例を収集。

- 児童生徒や教職員一人一人のウェルビーイングの向上を図る取組とともに、各要素のつながりや連続性を含め、学校という環境全体を、調和した生活・活動の場となるように整備するためのアイディアを紹介。

ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイディア集

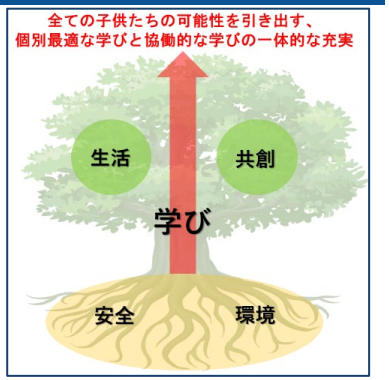

新しい時代の学び舎として目指していく姿（イメージ図）

多様な主体の参画によって生まれる施設整備の展開

多様な主体の参画

● 構想段階から**地域住民**や**教職員等**が設置者・設計者と共創、新校舎で行う学びをデザイン

（福島県大熊町立学び舎ゆめの森）

（北海道中頓別町）

● 新校舎の施工に**子どもたち**も職人と共に参加

（富山県魚津市立星の杜小学校）

● 使用中の校舎の活用方法について、**教職員**が**専門家**と共に空間環境を改善

（東京都板橋区立板橋第十小学校）

● **地域住民**や**教職員**が検討に参画し、改修計画に地域開放の視点を反映

（千葉県柏市立土小学校）

● 使用中の校舎についての問題意識を**教職員**自身が具体化し、自分たちで空間の改善につなげる

（東京都板橋区立板橋第十小学校）

（東京都八王子市立いずみの森義務教育学校）

● 日頃、校舎を利用している**児童生徒**や**地域住民**が、自分たちで既存の教室を改修

（東京学芸大学附属竹早中学校）

（広島県府中市立栗生小学校）

構想・計画　設計・施工　使いこなし　カスタマイズ　改修　建て替え

３． 学校施設の現状･課題

公立小中学校の耐震化の状況

構造体の耐震化

※非木造の数値

○ 耐震化率：99．9%（前年度　99．8%）
（112，150棟/112，285棟）

○ 耐震性がない建物
（耐震診断未実施の建物を含む）：135棟
（前年度　195棟）

○ 各自治体の耐震化の状況

	令和5年度	令和6年度
耐震化率100%達成	1,737 自治体（97．4%）	1,748 自治体（98．0%）
耐震化未完了	47自治体（2．6%）	36自治体（2．0%）

（出典）令和6年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査

○ 耐震化の進捗状況

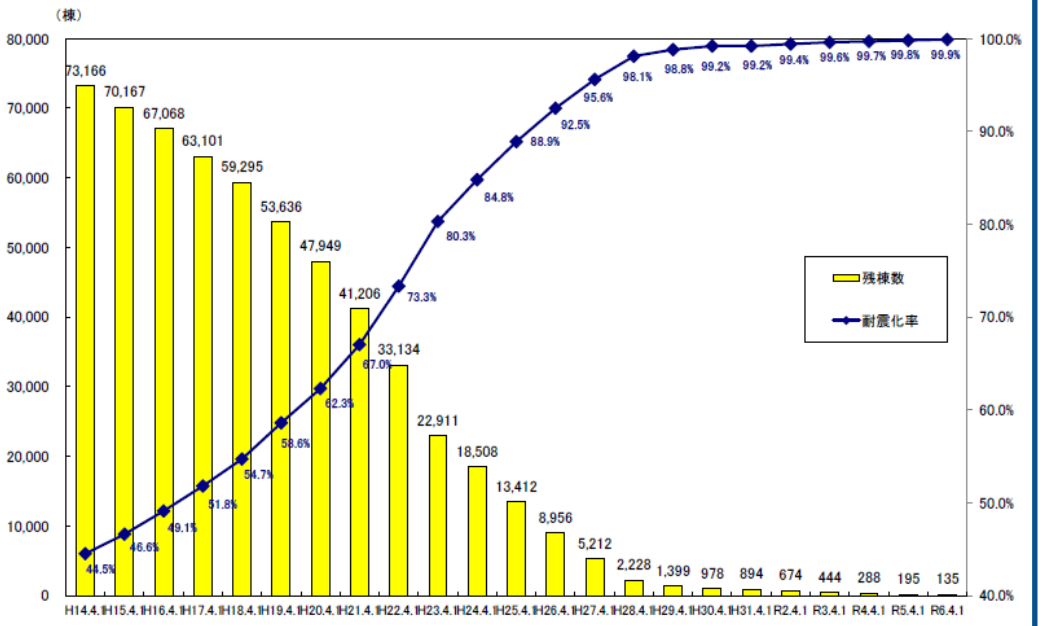

吊り天井等の落下防止対策

○ 吊り天井等の落下防止対策実施率：99．6%（前年度　99．6%）
○ 対策が未実施の吊り天井等を有する屋内運動場等：111棟（全棟数31,150棟の0．4%）

吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策

○ 耐震点検実施率：97．4%　（26,654校／27,358校）（前年度97．3%）
○ 耐震対策実施率：68．0%　（18,614校／27,358校）（前年度67．3%）

学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

文部科学省

- ✓ **個別施設計画**は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係る**トータルコストの縮減や予算の平準化**を図りながら、**施設の機能維持や安全性を確保**するための計画。（中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に記載。）
  ⇒各施設の**メンテナンスサイクルの核**となるもの
- ✓ 現時点で、**ほぼ全ての地方公共団体が公立学校施設の個別施設計画を策定済み**。

インフラ長寿命化基本計画
（H25.11インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）

基本計画に基づき策定

公共施設等総合管理計画（インフラ長寿命化計画（行動計画））

策定主体：インフラを管理・所管する者　⇒　文部科学省、**地方公共団体**
対象施設：計画的な点検・診断・修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設　⇒**公立学校施設も対象**
記載事項：対象施設の現状と課題、維持管理・更新コストの見通し、必要施策に係る取組の方向性、フォローアップ計画　等

行動計画に基づき策定

個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

策定主体：各教育委員会
記載事項：**対策の優先順位、個別施設の状態、対策内容と実施時期、対策費用　等**

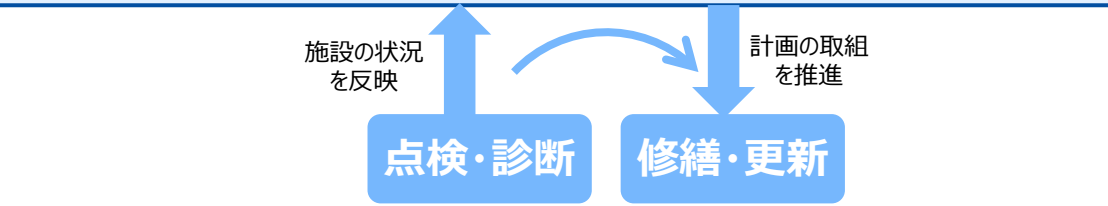

個別施設計画を核にしたメンテナンスサイクルの構築

部局横断的な検討体制の構築による施設整備・管理について

・限られた財源の中、教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を進めるため、域内の公共施設全体で検討し、適切な対応を図っていくことが重要。

・部局横断的な検討体制を構築し、最新の教育動向や地域の実態に応じて、個別施設計画の充実・見直しを図り、計画的・効率的な施設整備を進めていくことで、教育環境の向上と同時に将来コストの最適化を実現。

（例）　■良好な教育環境の確保、地域コミュニティ拠点形成等の観点から、施設機能の高機能化・多機能化や避難所としての防災機能強化

■地域の実態に応じて、他の公共施設との複合化・共有化、小中一貫教育の導入や学校の適正規模・適正配置など

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中教審答申）（令和3年1月26日）

8．人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

（3）　地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

●児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化

●地域の実態に応じ、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、長寿命化改良、他の公共施設との複合化・共用化など、個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備

＜参考＞学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書（令和４年３月）、学校施設の個別施設計画（ネクストステージ）事例集（令和３年３月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1334433.htm

教室の規模

- 公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡となっている。
- 国庫補助基準面積では74㎡（昭和48年以降）とされているが、これは学校の補助基準面積を積算する際の一要素であり、教室の大きさを一律に決めているわけではなく、実態に合わせて各設置者が整備している。

公立小中学校の普通教室平均面積

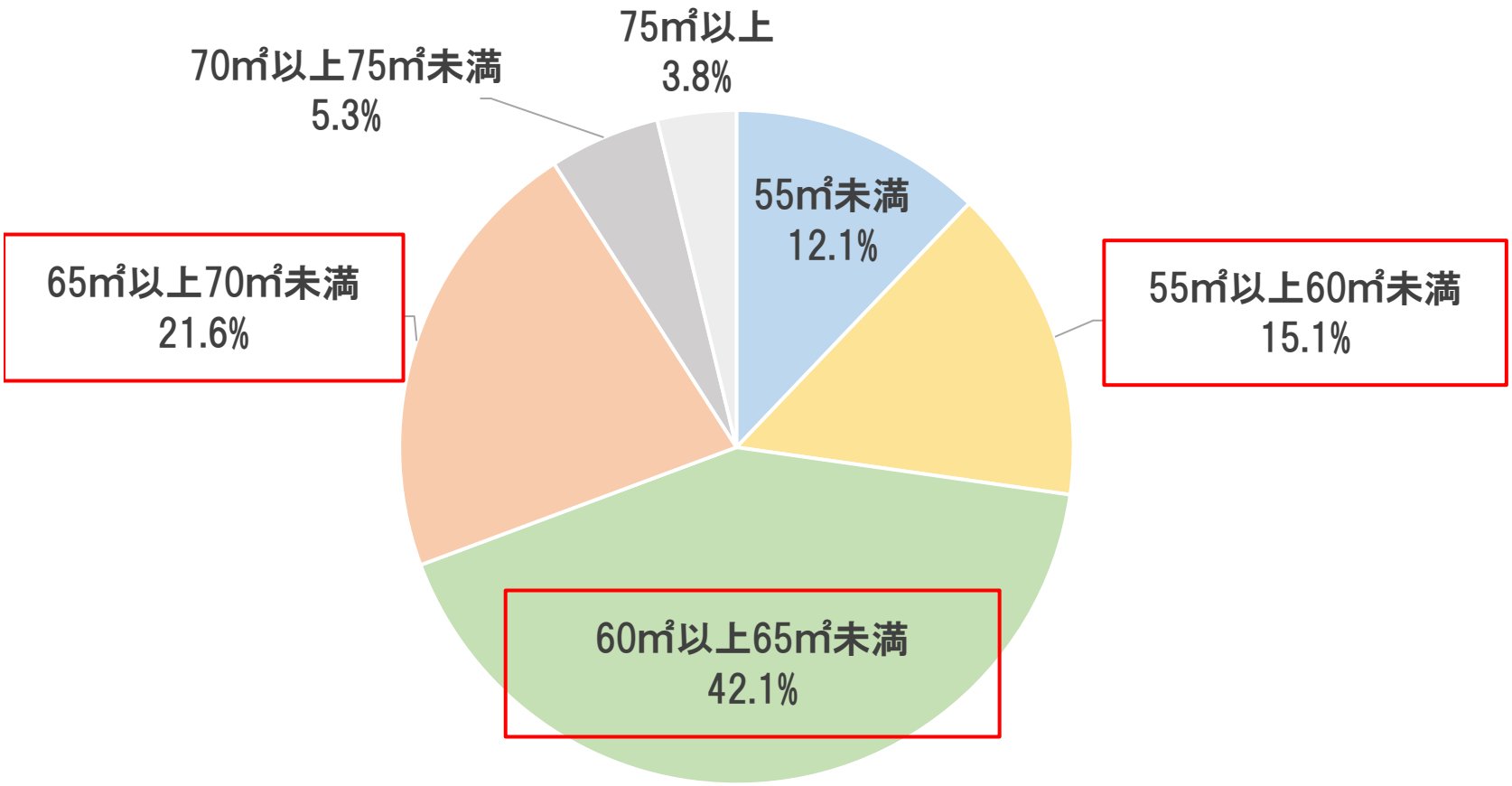

出典：文部科学省「公立学校施設の実態調査」（令和５年度）に基づき算出

教室の規模（学校における身体的距離の確保）

- 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新JIS規格）、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入等、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図ることが必要である。
- その上で、最低1mの身体的距離を確保する場合の座席配置の例は以下のとおりとなっている。

64㎡、35人学級

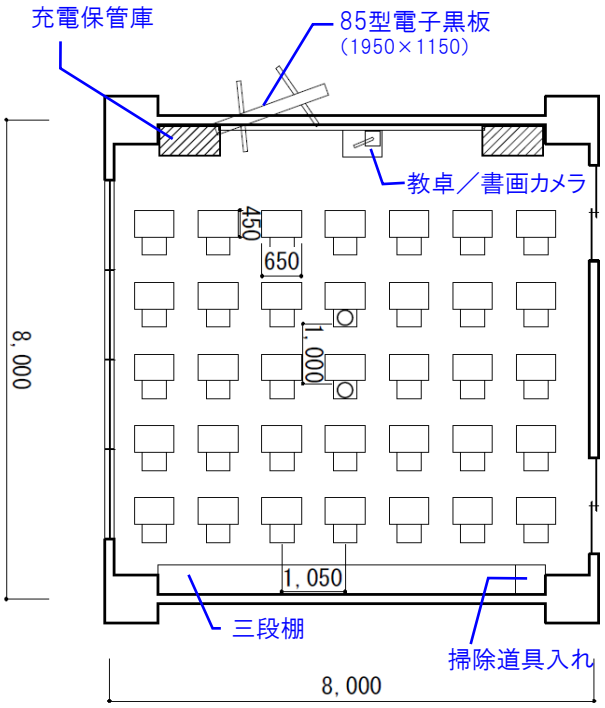

64㎡、40人学級

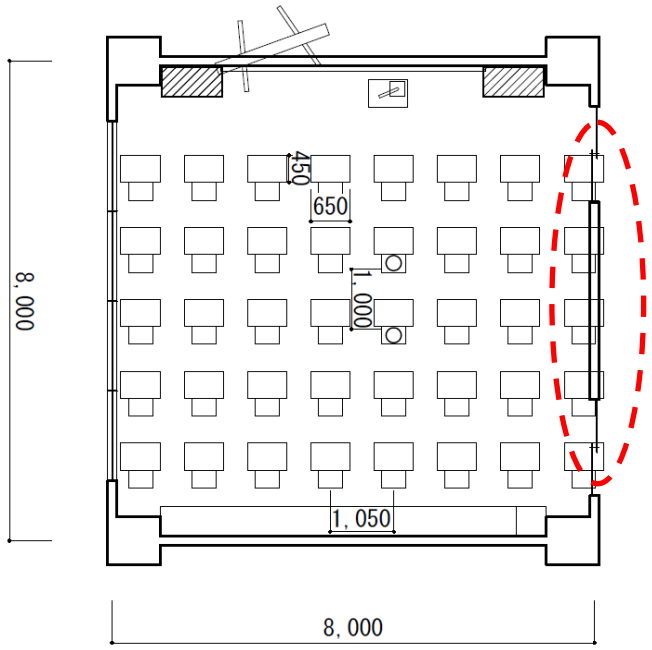

多目的スペースの整備

文部科学省

多目的スペースを有する公立小中学校は全体の**約３割**（8,078校／28,201校）

※公立学校施設の実態調査（令和5年度）に基づき算出

◇多目的スペースとは…
「一斉指導による学習以外に、ティームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び児童の学習の成果の発表などに対応するための多目的な空間」（小学校施設整備指針より）

教室に隣接し連続するオープンな空間とする場合、

期待される効果	考慮すべき点
・教室が開放的で使い方の自由度が高まる ・多様な学習形態に対応した柔軟な運営ができる ・複数のクラス・学級合同の授業など教員の協働的な取組ができる ・心理的な安心感が持てる　など	・音環境の確保（授業時の周りの音が気になる・落ち着かないなどの集中力への影響、音を出す活動がしにくい、音に敏感な児童生徒への配慮） ・温熱環境の確保（暑さ対策、暖房対策） ・教職員の意識（他学級への音や視線への配慮・気遣い、自学級の領域確保のニーズ）　など

余裕教室等の空きスペースを再配置し、構造耐力上不要な壁等を撤去することで、オープンな空間を設けることが可能。
この際、音環境や温熱環境も考慮し、総合的に判断していくことが重要。
なお、音環境等への対策としては、可動間仕切りの整備や天井への吸音材の整備、家具の配置などが考えられる。

■糸魚川市立糸魚川小学校 ひすいの里総合学校（新潟県糸魚川市）

▲普通教室はロッカースペースをはさんでオープンスタイル

▲教室前の広々とした多目的スペース。学年ごとの集会も可能

■近江八幡市立桐原小学校（滋賀県近江八幡市）

▲広々とした廊下は、場面によって扉を開閉して柔軟に利用

これからの小・中学校施設の在り方について ～児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境づくりを目指して～　（平成31年3月）より

学校用家具（教室用机）の整備

1.現状・課題

・教室用机の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600㎜×奥行400㎜)と，その1.2倍の広さの新JIS(幅650㎜×奥行450㎜)が普及

・1人1台情報端末に対応した環境整備の観点から，ICT端末や教科書等を常時活用できる新JIS規格の教室用机等の整備が課題

旧JIS	
幅	600㎜
奥行	400㎜

旧JIS規格の教室用机では、教科書、ノート、筆記用具等だけで机上がふさがるため、ICT端末を利用する際はその他の教材を重ねて置いたり棚にしまう等の工夫が必要となり、同時に教科書等の教材を活用することができない。

新JIS	
幅	600，650，700，750㎜
奥行	450，500㎜

※新JISでは上記のうち幅650㎜×奥行450㎜が最も普及

ノートPCを活用するため、新JIS規格の教室用机を採用しており、教科書等の教材・教具を同時に活用できている。一方，通路幅が狭くなり，机間巡視がしにくい，などの課題も見受けられることに留意が必要。

2.新JIS規格の教育用机の整備促進

・１人１台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用机の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備を図ることが重要

・学校における教室用机の整備に要する経費について、今後、「GIGAスクール構想」による1人1台端末に対応したより大きなサイズの教室用机（新JISサイズ）を計画的に整備していくために必要な経費を、令和３年度から地方交付税措置

公立学校施設におけるトイレ環境の整備

トイレの洋式化・乾式化により、細菌やウイルスの飛散を防止し、衛生環境の改善につながる。

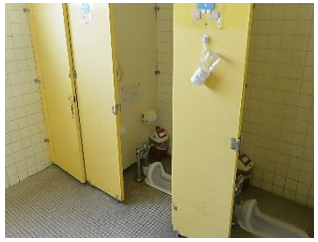

湿式、和式のトイレ

乾式、洋式化したトイレ

公立小中学校の洋便器率の推移

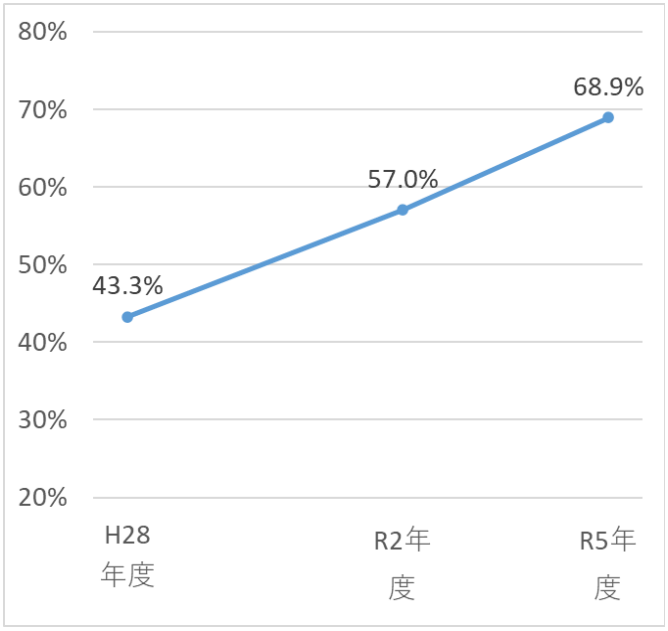

公立学校施設のトイレ※1の状況

	洋便器数（基）	和便器数（基）	合計（基）	洋便器率	R2年調査（上昇率）
小中学校※2	905,447	420,891	1,326,338	**68.3%**	57.0%（+11.3%）
幼稚園※3	30,871	6,766	37,637	**82.0%**	75.8%（+6.2%）
特別支援学校	43,990	5,750	49,740	**88.4%**	79.4%（+9.0%）
合計	980,308	433,407	1,413,715	**69.3%**	58.3%（+11.0%）

※1　多目的トイレ（多目的トイレ・障害者トイレ・だれでもトイレ等）を含む、男子トイレの小便器は対象外。
※2　義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。
※3　幼保連携型認定こども園を含む。

（出典）公立学校施設のトイレ状況調査（令和5年9月1日時点）

1．バリアフリー法の改正

経緯

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）においては、平成18年の法制定時から、特別支援学校が特別特定建築物に位置付けられ、令和２年改正において、特別特定建築物に公立小中学校等が追加された（令和３年４月１日施行）。

学校施設に係る義務付けの範囲

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

※これに加え、省令で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（**誘導基準**）が、さらに、バリアフリー設計のガイドラインとして「**建築設計標準**」が定められている。

「学校」

- **特別支援学校**
- **公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）**

→ **特定建築物**【令第4条】

多数の者が利用する建築物

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて適合**努力義務**

→ **特別特定建築物**【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物

① 2,000㎡以上の**新築、増築、改築**※**又は用途変更**について**適合義務**

※増改築部分のみが義務化の対象

② 2,000㎡未満及び**既存建築物**について適合**努力義務**

２．学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議　報告書（概要）

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて

～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～

令和2年12月 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議　報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：髙橋儀平東洋大学名誉教授）において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討し、報告を取りまとめ。

報告書の概要

第１部 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた方策等

□インクルーシブ教育システムの構築の視点や、災害時の避難所の視点、バリアフリー法の改正などにより、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められており、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく必要。

（国における方策）

・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表
・学校施設バリアフリー化推進指針等の改訂
・財政的な支援の充実（補助率の嵩上げなど制度的な対応、建築単価の改訂など）
・バリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援　　など

（学校設置者における方策）

・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定
・バリアフリー化に関する整備計画の策定と計画的な整備　　など

２．学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議　報告書（概要）

第２部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

□学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂案について検討。

第３部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案

□公立小中学校等施設のバリアフリー化を一層推進していくため、令和７年度末までの５年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案を検討。

対象			令和2年度（現状）	令和７年度末までの目標案
車椅子使用者用トイレ		校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和２年度調査時点で総学校数の約95％に相当
		屋内運動場	36.9%	
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する
		屋内運動場	74.4%	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%	
		屋内運動場	57.0%	
エレベーター 1階建ての建物のみ保有する学校を含む		校舎	27.1%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和２年度調査時点で総学校数の約40％に相当
		屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和２年度調査時点で総学校数の約75％に相当

※円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

学校施設における木材利用

◆学校施設における木材利用◆

○木材利用の意義と効果

◆教育的効果の向上
- 木材による快適な学習環境や木材を通した学習機会の形成

◆地球環境への配慮
- 材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料のため温暖化抑制に寄与

◆地域の風土、文化への調和
- 地域材や地場職人の活用による地域経済や地場産業の振興

○木材利用の課題

- 「木」に対する知識・理解の不足、木材利用経験の不足
- 木材の供給および調達
- 木材流通量による地域ごとの市場価格の違い

≪対策≫

- **木材を利用して整備した６割超の学校施設の取組事例を周知**
- **木材利用を推進するため、補助単価の加算を実施**

・脱炭素社会の実現に資するため、令和４年度より学校施設の内装木質化を標準化

・地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を5.0%加算

◎地場産業の活性化
- 地域材や地場の職人の技術の活用による、地域経済の活性化や地場産業の振興

児童の製材所の視察
（提供：田辺市教育委員会）

林野庁業務資料（提供：林野庁）

◎教育的効果の向上
- 柔らかで温かみのある感触や優れた調湿効果による、豊かで快適な学習環境を形成
- 森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての活用

◎地球環境への配慮
- 鉄やアルミニウム等に比べて、材料製造時に要するエネルギー量が少ない
- 炭素を貯蔵するため温暖化抑制に寄与
- 森林の有する公益的機能・多面的機能の維持、向上

◎地域の風土や文化への調和
- 学校づくりを通じた、地域とのコミュニティ形成や木の文化の継承の機会の提供

真庭市立北房小学校　普通教室
CLT部分利用（構造材）

◇会津坂下町立坂下東幼稚園

福島県河沼郡会津坂下町字上口705

建物区分
- 園舎

構造規模
- 木造
（１階建て）

延床面積
- 1,380㎡

木材使用量
- 478㎥

◇多賀町立多賀中学校

滋賀県犬上郡多賀町多賀210

出典：全国に広がる木の学校～木材利用の事例集～（平成26年7月　文部科学省）より

学校施設における木材利用（公立学校施設における木材利用進捗状況）

1. 新しく建築された木造施設の整備状況及び非木造施設の内装木質化の状況

令和５年度に新しく建築された全ての学校施設**691棟のうち、486棟（70.3%）**が木材を使用。

※ 木材の利用状況調査より
※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計

（単位：棟）

	新しく建築された学校施設		
木 造	108棟	15.6%	－①
非 木 造	583棟	84.4%	－②
うち内装木質化	378棟	54.7%	－③
木材を使用	486棟	70.3%	①+③
全 事 業	691棟	100.0%	

2. 新しく建築された学校と木材を使用して改修された学校の木材使用量

令和５年度に整備された学校施設では、**36,813㎥**の木材を使用。うち、**13,073㎥（35.5%）が木造施設**で、**23,740㎥（64.5%）が非木造施設の内装木質化等**において使用された。

※ 木材の利用状況調査より
※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計
※ 数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

	木材使用量	うち国産材使用量	
木 造	13,073㎥	10,002㎥	76.5%
非 木 造	23,740㎥	11,339㎥	47.8%
合 計	36,813㎥	21,341㎥	58.0%

参考 全木造施設数

- 全学校施設数 ： ３６１,３２８棟
- うち木造施設数： ３０,７４４棟（８.５%）

※公立学校施設実態調査より（令和５年５月１日時点）
※公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計

学校施設の複合化等（複合化の実施状況）

文部科学省

公立学校施設を複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

施設区分	文教施設					社会福祉施設						
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			老人福祉施設			
施設種別	図書館	公民館等 *1	博物館等 *2	プール	体育館等 *3	放課後児童クラブ	保育所	児童館等 *4	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等*5	障害者支援施設等*6	その他の社会福祉施設
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3
計	45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14

*1 公民館、集会所、コミュニティ施設等
*2 博物館、文化施設等
*3 体育館、武道館等
*4 児童館、児童発達支援センター等
*5 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等
*6 地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等

文教施設・社会福祉施設以外の施設						計
病院・診療所	行政機関	給食共同調理場	地域防災用備蓄倉庫	民間施設	その他	
3	32	99	4,036	5	16	11,553
2	17	54	1,517	1	16	1,841
5	49	153	5,553	6	32	13,394

（平成26年5月1日時点　文部科学省調べ）

学校施設の複合化等（集約化・共用化等）

文部科学省

茨城県　下妻市（プールの共用化事例）

〇下妻市の小中学校プールの多くが昭和40年代に建設され、築後50年を迎える。
〇校舎や屋内運動場の耐震化を最重要課題として、耐震補強・改築に加え、大規模改修を進めてきたが、プール施設については、大規模改修工事は未実施であり、予算的にも予防保全を行うことは難しく、不具合が起こる度に修繕を行うサイクルになっていた。
〇プール施設の老朽化が激しい要因としては、全て屋外プールであるため、風雨や紫外線にさらされ、防水塗装やプールサイドのタイル等が劣化していた。
〇プールの使用期間（例年6月上旬から夏休み前までの7週間程度）における各校プールの稼働率※についても低い状況であった。

プール施設のあり方についての検討が必要！

※　稼働率
夏季（6月～7月3週目までの7週間）の授業210時間（1日6時間×平日5日×7週）に対し、2学級で同時授業を行うこととした場合の12時間水泳授業を実施する必要時間（学級数÷2学級×12時間）の割合。　例：（20学級÷2学級（同時授業）×12時間）/ 210時間 = 57%

＜必要とされるプール数を考慮して集約化＞

・稼働率を用いて学校の利用状況を可視化、稼働率を基にプールを保持する学校（基幹校）と他校のプールを利用する学校（利用校）をそれぞれ決定。
・11校で保有していたプールについて、今後の必要数を５か所と方針決定。
・自校プールを廃止して基幹校のプールを利用する学校（利用校）については、基本的に地理的に基幹校に近い学校を選定。

★学校所在地からプールを保有・維持する学校 を選定

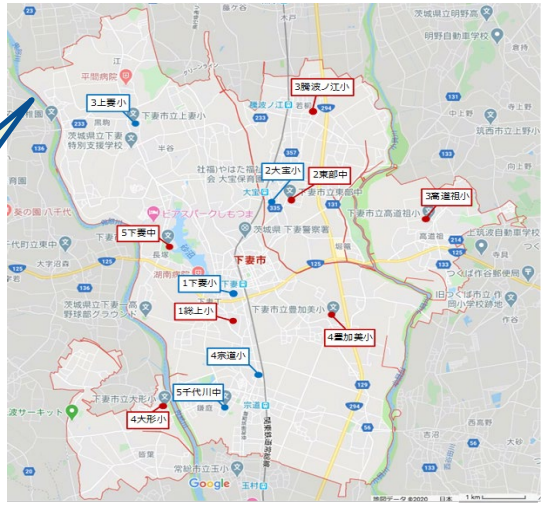

利用校から基幹校へはバスを利用

〔集約前〕　平成30年5月時点

校名	児童数	学級数	建設年	稼働率
下妻小	590	20	S46	57%
大宝小	226	8	S57	23%
騰波ノ江小	124	6	S44	17%
上妻小	305	12	S44	34%
総上小	120	6	S45	17%
豊加美小	144	6	S45	17%
高道祖小	205	6	S56	17%
宗道小	311	12	S47	34%
大形小	169	6	S46	17%
下妻中	560	16	－※	46%
東部中	355	11	S47	34%
千代川中	244	7	H11	20%
平均	280	10		28%

集約化

★共用化に向けた学校の組合せ

〔集約後〕共同利用の組合せ

基幹校	利用校	稼働率	番号
下妻小	総上小	74%	1
大宝小	東部中	57%	2
上妻小	騰波ノ江小 高道祖小	68%	3
宗道小	大形小 豊加美小	68%	4
千代川中	下妻中	66%	5
平均		67%	

集約化により30年間で約4.56億円の費用削減！

文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

令和７年度予算額（案）　31,569千円
（前年度予算額　30,732千円）

文部科学省

現状・課題

- 多くの文教施設が老朽化等の課題を抱える中、PPP/PFIは、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法とされている。「経済財政運営と改革の基本方針」、「PPP/PFI推進アクションプラン」等においては、**スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設を含む重点分野に対して、**民間事業者の経営ノウハウを導入し、施設のポテンシャルを最大限活かすため、**基本的には公共施設等運営（コンセッション）事業の活用を目指し**、事業件数の上積みも視野に取組の強化を図ることとされている。
- 施設の改修や運営手法の見直しを検討する文教施設は多くあるものの、コンセッション事業を含めて検討することができている地方公共団体はごく僅か。必ずしも高い収益性が見込めない文教施設についても、**官民連携に係る専門的な知見に基づく伴走支援等を通じ、導入検討、案件形成の加速化を図る**。

PPP/PFI推進アクションプラン　（令和６年改定版）〔抜粋〕
（令和６年６月３日民間資金等活用事業推進会議決定）

原則として５年間で少なくとも具体化すべき事業件数（**５年件数目標**）を目標として設定し、案件候補リストや推進施策、工程を具体化した重点分野実行計画に基づき、事業件数の上積みも視野に取組の強化を図る。（中略）さらに、令和１３年度までの１０年間で具体化を 狙う野心的な事業件数のターゲット（**事業件数１０年ターゲット**）を設定※し、案件形成の加速化を図る。※スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設について上方修正が行われた

- 5年件数目標：**スポーツ施設１０件、文化・社会教育施設１０件、大学施設５件**
- 事業件数１０年ターゲット：**スポーツ施設40件、文化・社会教育施設35件、大学施設40件**
  旧目標+10件増　旧目標+5件増　旧目標+10件増

事業内容

- コンセッション事業を含めた官民連携手法による文教施設の整備・運営に関心を有する地方公共団体等に対し、導入検討に必要な専門知識の提供や助言を行うための**勉強会**を開催する。
- 特に、文教施設を中心とする複合施設やコンセッション導入事例の少ない施設種に係る検討など、先導性を有する案件を対象に、**専門家を現地に派遣**し、**現況調査・分析**、**関連企業との情報交換**、**関係部署との合意形成**等の検討過程についての**伴走支援**を行う。
- これらの成果を全国に普及・啓発し、文教施設に係る案件形成を推進する。

委 託 先　PPP/PFI（コンセッション含む）分野の専門的な知見のあるコンサルタント事業者

支援対象　６件程度（所管文教施設の運営手法を検討中の地方公共団体等）

※文教施設を中心とする複合施設やコンセッション導入事例の少ない施設種に係る検討など、先導性を有する案件を重視

支援内容（例）

・コンセッション方式も含めた官民連携の導入に関する検討へのアドバイス
・関連企業との情報交換
・コンセッション事業等の導入に関する勉強会等の開催　等

検証段階の案件を掘り起し、案件の具体化の裾野を拡大　調査検証段階　→　導入検討段階　→　手続　→　多様なPPP/PFIの実施

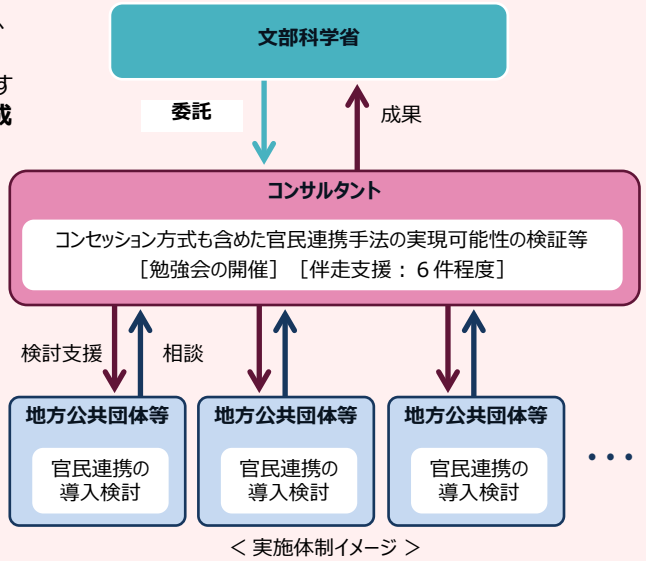

＜ 実施体制イメージ ＞

アウトプット（活動目標）

▶伴走支援（専門家派遣）の数

令和６年度	令和７年度
６箇所	6箇所

▶勉強会等の開催数

令和６年度	令和７年度
5件	5件

短期アウトカム（成果目標）
令和7年度：コンセッションの具体化 **計20件**

長期アウトカム（成果目標）
令和13年度：コンセッションの具体化 **計115件**

※ スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設においてコンセッション事業の活用に向けた具体化事業件数（令和4年度からの累積）

公立学校施設整備費負担金事業における設計者選定方式の状況

◆調査対象：
過去５年間（平成29年度～令和３年度）における公立学校施設整備費負担金事業　139件
（36都道府県）
※小中学校等の校舎に係る統合事業、分離新設事業
※補助面積2,000㎡以上

◆調査結果

○**業者選定方式について**

・価格競争方式　：５８件（41.7%）
・総合評価落札方式　：　７件（5.0%）
・**プロポーザル方式等　：７３件（52.5%）**
・その他　：　１件（0.7%）

※四捨五入しているため、%の合計は100とならない。

地方公共団体のプロポーザル方式導入状況（令和３年度国土交通省調べ）
・市区町村　本格導入34.4%, 試行導入12.6%

設計者選定方式の割合

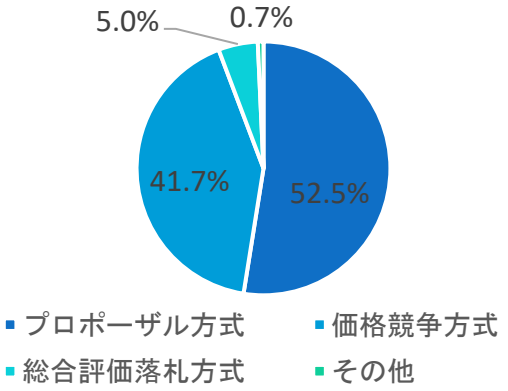

○**プロポーザル方式等を採用しなかった理由（複数回答可）**

・**当初からプロポーザル方式等を検討していなかったため　：５７件（86.4%）**
（**法令・内部規則等により、価格競争によることが原則とされている等のため　：３２件（48.5%）**
かかる費用をできる限り安く抑えることが重要と考えるため　：２０件（30.3%）
プロポーザル方式を採用する必要性が分からないため　：　２件（3.0%）
その他　：１１件（16.7%））
・発注から契約までの事務作業量が多いため　：　５件（7.6%）
・プロポーザル方式に係る事務作業に精通した職員が配置されていないため　：　０件（0.0%）
・その他　：　４件（6.1%）

※複数回答可の項目であるため、%の合計は100とならない。

避難所に指定されている学校の防災機能設備等の確保状況

文部科学省

令和4年12月1日現在

	避難所指定学校数（校）	確保学校数（校）	割合（%） [ ]は前（H31.4.1）時点の数値
備蓄倉庫等※1	29,856	24,484	82.0 [78.1]
非常用発電機等※2		21,859	73.2 [60.9]
飲料水の確保対策※3		24,109	80.8 [73.7]
冷房機器※4		19,390	64.9 [-]
暖房機器※5		23,686	79.3 [-]
ガス設備等※6、7		21,895	73.3 [57.1]
通信設備※8		24,765	82.9 [80.8]
断水時のトイレ対策※9		21,980	73.6 [58.3]

防災関係施設・設備

※「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」「公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集」より

備蓄倉庫

マンホールトイレ

※1：備蓄倉庫や他の用途と兼用した備蓄スペースを、敷地や建物内に設置してある学校のほか、学校の近隣に設置してある学校や、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により備蓄体制を確保している学校（飲料水のみの協定等の場合は「飲料水」に含む）

※2：自家発電設備（可搬式発電機を含む）や災害時に利用可能な太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備、蓄電池（電気自動車(EV)含む）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により自家発電設備等を優先的に利用できることとなっている学校

※3：耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を設置している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者等との協定等により飲料水の確保をしている学校やペットボトル等を備蓄している学校

※4：災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷房機器（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））を保有している学校（利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により冷房機器を優先的に利用できることとなっている学校

※5：災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な暖房機器（ストーブ等可搬式のものを含む）を保有している学校（利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により暖房機器を優先的に利用できることとなっている学校

※6：災害時に利用可能な薪やペレット等を燃料とした設備のほか、自家発電設備、冷暖房機器、調理設備（カセットコンロ等可搬式のものを含む）を含む

※7：災害時に利用可能なLPガス設備が設置されている学校や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込む等、災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者等との協定等によりガス設備を優先的に利用できる学校

※8：相互通信可能な通信設備のほか、単方向通信のみ可能な通信設備を含む

※9：マンホールトイレや、プールの水や雨水を洗浄水として使用できるトイレ（配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、バケツリレーで使用する場合は除く）、携帯トイレや簡易トイレ等を確保している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により簡易トイレや仮設トイレ等を優先的に利用できることとなっている学校